

法 学 研 究

法律・政治・社会

第八十一卷 第 八 号

論 説

ドイツ民事訴訟法における一方的訴訟終了
宣言について (二)

坂 原 正 夫

共通善の政策学

——ポスト実証主義の政策科学——

菊 池 理 夫

資 料

バンジャマン・コンスタン『征服の精神と篡奪』
——ヨーロッパ文明との関わりにおいて (二)

堤 堤 林 林 剣 恵 訳

判例研究

〔商法〕 四九〇

一、会社法四三三条二項三号の「請求者」には、請求者と一体的に事業を営んでいる親会社が含まれるとされた事例
二、会社法四三三条二項三号所定の「競争関係」には、近い将来において競争関係に立つ蓋然性が高い場合も含むとされた事例

商 法 研 究 会

〔下級審民事事例研究 五八〕

民 事 訴 訟 法 研 究 会

慶應義塾大学法学部内

法 学 研 究 会